

被災地での介護人材確保における広告プロモーション委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 委託業務の内容

- (1) 委託業務名
被災地での介護人材確保事業における広告プロモーション委託業務
- (2) 委託業務概要
別紙「被災地での介護人材確保における広告プロモーション委託業務 委託仕様書(案)」のとおり
- (3) 委託期間
契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

2 見積限度額

金12,100,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 スケジュール

項目	日程
募集公告	令和6年 3月26日(火)
質問書受付期限	令和6年 4月 1日(月) 午後5時まで
質問書回答期限	令和6年 4月 5日(金)
参加申込書提出期限	令和6年 4月 9日(火) 午後5時まで
参加申込辞退期限	令和6年 4月16日(火) 午後5時まで
企画提案書提出期限	令和6年 4月17日(水) 午後5時まで
プレゼンテーション	令和6年 4月22日(月) 午後
選定結果の通知	令和6年 5月15日(水)
契約締結	令和6年 5月中

4 プロポーザル参加者の資格要件

本プロポーザルに参加する者は、以下に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

なお、複数の者がグループを構成し、共同提案をすることは認めない。

- (1) 募集公告から契約締結までの期間において、破産者で復権を受けない者でないこと。
- (2) 募集公告から契約締結までの期間において、福島県における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者(同法第33条第1項に規定する再生手続開始

始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

(4) 暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者ではないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(5) その他、本会との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

5 募集要領等の入手方法

募集要領及び各種様式については、福島県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が運営する「被災地における福祉・介護人材確保事業 ふくしまで、咲こう。」（以下「本事業ホームページ」という。）からダウンロードすること。

本会ホームページ <https://www.fukushimakenshakyō.or.jp>

本事業ホームページ <https://www.f-kaigoshogaku.jp>

6 質問の受付及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、質問書（第1号様式）を以下により提出すること。

(1) 提出期限

令和6年4月1日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

福島県福祉人材センターへ電子メールにより提出すること。

電子メールの件名は「【質問】被災地での介護人材確保における広告プロポーショナル委託業務」とし、電話により送付した旨を福島県福祉人材センターに連絡すること。

福島県福祉人材センター E-mail jinzai@fukushimakenshakyō.or.jp

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年4月5日（金）までに本事業ホームページに掲載する。（質問者に対する個別の回答は行わない。）

なお、質問者名は非公表とする。

(4) 留意事項

受付期間経過後の質問又は指定した方法以外での質問には応じない。

7 参加申込書の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、参加申込書（第2号様式）を提出すること。

この参加申込書の提出がない者の企画提案書は受け付けない。

(1) 提出期限

令和6年4月9日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

参加申込書（第2号様式）（代表者印を押印した参加申込書の写しとする。）により、福島県福祉人材センター宛てに電子メールにより提出すること。

送信件名は「【参加申込書】被災地での介護人材確保における広告プロモーション委託業務」とし、電話により送付した旨を福島県福祉人材センターに連絡すること。

福島県福祉人材センター E-mail jinzai@fukushimakenshakyō.or.jp

(3) 留意事項

ア 参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合には、令和6年4月16日（火）午後5時までに辞退届（様式任意。辞退理由を明記すること。）を電子メールにて提出すること。

イ 原本については「7 企画提案書等の提出」で定める方法で提出すること。

ウ 参加申込書の誓約事項を証する書類等の添付は不要であり、第2号様式のみを提出すること。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年4月17日（水）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

福島県福祉人材センターへ郵送または持参により提出すること。

ア 持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。

イ 郵送する場合は、封筒に企画提案書在中の旨を朱書きして、配達記録が残る方法で送付すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書

イ 法人概要（第3号様式）及び直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況がわかるもの）

ウ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第4号様式）

エ 見積書（第5号様式）

- (ア) 本事業に必要な経費はすべて計上し、積算内訳を明記すること。
- (イ) 見積金額は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額及び合計額を記載すること。
- (ウ) 見積書は企画提案審査の参考とするものであり、契約締結の際に再度の見積書の提出を求める。

オ 7において提出した参加申込書（第2号様式）の原本

(4) 提出部数

ア及びイ 正本1部、副本（コピー）9部

ウ～オ 正本1部

(5) その他

企画提案書等は、参加申込書提出者1名につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の内容変更、差替え又は再提出は認めない。

9 企画提案書等の作成に当たっての留意事項

- (1) 企画提案書等提出書類は、A4版横（横書き）、カラー両面印刷、20ページ以内（表紙を除く）とし、製本や糊付け等はせずにクリップ等の簡易な方法で留めて提出すること。
- (2) 表紙には「被災地での介護人材確保における広告プロモーション委託業務企画提案書」と記載し、余白に社名を記載すること。
- (3) 各ページ（表紙及び目次を除く）の下部中央にページ番号を記載すること。
- (4) 文字のフォントは、11ポイント以上とすること。
- (5) 企画提案書は、委託仕様書（案）の4及び本要領の11(2)の審査項目を踏まえて、具体的な実施内容とそれに付随する事項を盛り込んで作成すること。
なお、次の項目については、必ず盛り込むこと。
 - ア 業務の実施方針
 - イ 実施体制
 - (ア) 責任者及び従事者の配置体制
 - (イ) 各業務における責任者の氏名、職名、担当業務等
 - (ウ) 人員配置計画
- (6) 効果的に本業務を実施するために必要と考える委託仕様書の改善提案（修正や追加をすべきと考えるものを含む。）がある場合は、「その他」として記載すること。
- (7) 企画提案書提出後、プレゼンテーション参加を取りやめる場合には、令和6年4月19日（金）午後5時までにプレゼンテーション参加辞退届（様式任意）を郵送又は持参の方法により提出すること。

10 プレゼンテーションの実施

(1) プレゼンテーションの実施

令和6年4月22日（月）午後

※ 時間、集合場所等については、別途連絡します。

- ※ 1者当たりの出席者は2名以内とします。
- ※ 1者当たりのプレゼンテーションは20分以内とします。

(2) プレゼンテーションに係る注意事項

事前に提出された企画提案書等に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、それ以外の追加書類での説明は認めません。

11 審査及び結果の通知

(1) 審査方法

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションでの説明内容を審査し、業務委託予定者を選定する。

(2) 審査基準及び配点、評価基準

ア 審査基準及び配点

別表のとおり

イ 評価基準

評 価	評 価 点			
	25 点満点	20 点満点	15 点満点	10 点満点
優れている	25	20	15	10
やや優れている	20	16	12	8
普通	15	12	9	6
やや劣る	10	8	6	4
劣る	5	4	3	2

ウ 評価点の算出方法

評価者の評価点の合計とする。

(3) 審査の方法及び結果の通知

ア 審査の方法

企画提案書及びプレゼンテーションにより評価・採点を行い、評価点平均が60点以上で評価点の最も高い企画提案者を業務委託予定者とする、その際、同評価点の企画提案者が複数あった場合は、最も低価格で見積書を提出した者を業務委託予定者とする。

なお、企画提案者が1者のみであるときは、評価点平均が60点以上となった場合に、当該企画提案者を業務委託予定者とする。

イ 審査結果の通知

審査結果は、全ての企画提案者に書面で令和6年5月15日（水）に通知する。

また、業務委託予定者名及び全ての企画提案者の評点（業務委託予定者以外は事業者の住所及び会社名等を除く。）は本事業ホームページで公表する。

なお、電話、ファックス、電子メール等による問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立て、質問等には一切応じない。

12 企画提案書が無効となる場合

- (1) 次のいずれかに該当する企画提案書は無効とする。
 - ア 企画提案者が本要領4に定める資格要件を満たしていない場合又は業務委託予定者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった場合
 - イ 同一の者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - ウ 企画提案書が提出期限までに到着しない場合
 - エ 企画提案書に提出書類が添付されていない場合
 - オ 企画提案書及び提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - カ 見積書の金額が本要領に記載した見積限度額を超えている場合
 - キ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
 - ク 誤字、脱字等で必要事項が確認できない場合
 - ケ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - コ 参加申込書の提出期限から本委託業務の契約締結までの期間内に、企画提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
 - サ 企画提案者が審査員又は関係者に企画提案書に関する援助、問い合わせを直接的又は間接的に求めた場合
 - シ その他本要領及び様式で示す条件に適合しない場合
- (2) 企画提案書の内容と見積書の内容が明らかに整合しない等、企画提案書の提案内容に基づく業務履行が担保されないと判断される場合は、評価者が審議のうえ、企画提案書が無効とする場合がある。

13 公正なプロポーザルの確保

- (1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案者は、競争を制限する目的で他の企画提案者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案者は、業務委託予定者の決定前に、他の企画提案者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

14 提出書類等の取扱い

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提案のための諸費用は、企画提案書等の企画提案者の負担とする。
- (3) 本要領に指定された提出方法以外での提出は認めない。
- (4) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは認めない。
- (5) 提出書類の著作権は、それぞれの提出者に帰属する。

ただし、本会は必要に応じて審査等のために複写することがある。

15 契約の締結

- (1) 審査により選定された業務委託予定者を契約候補者とし、業務委託予定者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して委託契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。
- (2) 本業務の業務委託仕様書は、業務委託予定者が提出した企画提案書を踏まえて作成するが、本業務の目的達成のため必要と認められる場合は、本会と業務委託予定者の協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、業務委託予定者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

16 担当課（問合せ先・提出先）

〒960-8141 福島市渡利字七社宮111（3階）

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

福島県福祉人材センター 県外事業担当

電話 024-526-0045 F A X 024-524-3618

E-Mail jinzai@fukushimakenshakyō.or.jp

別表 審査基準及び配点

審査項目	評価内容	配点
1 事業の理解度	・事業目的に合致した提案であるか。	10
2 類似事業の実績	・過去に類似した事業の実績があるか。	10
3 意識調査の実施及び調査報告書の作成	・意識調査の実施にあたり、適切な調査対象者を選定し、かつ必要な数の回答数を得られるような実施方法となっているか。 ・意識調査において、相双地域等に居住して介護職に就くための諸条件等を調査結果から抽出し、今後の施策展開等に資するように調査報告書を纏めるノウハウ等を有しているか。	25
4 介護福祉関係養成施設の学生等への広報及び訪問調査の実施	・介護福祉関係養成施設を数多く訪問できるような実施体制を用意できるか。 ・学生等にPRするために作成するチラシ・ポスターが効果的なものとなるようチラシ・ポスターの作成に関する実績やノウハウ等を持っているか。 ・介護福祉関係養成施設の学生等の意識や動向、介護福祉関係養成施設が学生を相双地域等の介護職に就くために進路指導するにあたって条件として考えること等を十分情報収集できるか。	20
5 介護福祉関係専門誌等での広告	・広告対象となる層の選定は適切か。 ・効果的な広告となるよう広報誌を適切に選定しているか。 ・広告結果、広告効果が確実に評価できるような手法を持っているか。	15
6 運営能力その他	・業務全体の統制や人員配置、連絡体制を含め企画内容を実施する体制等が適切か。 ・適切な事業の進行管理を行うための実施スケジュールの設定が適切か。	10
7 経費	・企画内容に対して妥当な見積額か。	10
合 計		100